

事 務 連 絡
平成29年2月20日

各都道府県教育委員会指導事務主管課
各指定都市教育委員会指導事務主管課
各都道府県私立学校事務主管課
附属中学校・高等学校（中等教育学校を含む） 御中
を置く各国立大学法人附属学校事務担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた
地方公共団体学校教育事務担当課

文部科学省初等中等教育局教育課程課
児童生徒課

中学校、高等学校等への講師派遣支援事業に係る周知依頼について
(厚生労働省「過労死等防止対策等労働条件に関する啓発事業」)

このたび、厚生労働省労働基準局総務課長から、別添のとおり、労働問題や労働条件に関する啓発授業に係る講師の派遣について、周知の協力依頼がありました。

これは、中学校や高等学校等が希望する場合には、厚生労働省の経費により、労働問題に関する有識者等を講師として学校に派遣するものです。労働問題や労働条件の改善等についての理解を深めるに当たって、学校外の専門家の協力を得ることは指導の効果を高める観点から有意義と考えられるところです。

ついては、このことについて、域内の市町村教育委員会、所管の中・高等学校等に周知いただき、授業に御活用くださいますようお願いいたします。

【本件問合せ先】

文部科学省初等中等教育局教育課程課教育課程総括係
電話 03-5253-4111（内線2073）

【講師派遣等に関する問合せ先】

厚生労働省労働基準局総務課過労死等防止対策推進室
電話 03-5253-1111（内線5583、5526）

事務連絡
平成 29 年 2 月 17 日文部科学省初等中等教育局教育課程課長 殿
児童生徒課長 殿

厚生労働省労働基準局総務課長

「過労死等防止対策等労働条件に関する啓発事業（中学、高等学校等への講師派遣支援事業）」に係る周知依頼について

貴職におかれましては、日頃より労働基準行政の推進について格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

近年、我が国においては、過労死等が多発し大きな社会問題となっており、過労死等防止は喫緊の課題となっております。

さて、「過労死等防止対策推進法」（平成 26 年法律第 100 号）第 9 条においては、「国は、教育活動、広報活動等を通じて、過労死等を防止することの重要性について国民の自覚を促し、これに対する国民の関心と理解を深めるよう必要な施策を講ずるものとする。」と規定され、また、同法に基づき作成した「過労死等の防止のための対策に関する大綱」（平成 27 年 7 月 24 日閣議決定）においても、啓発の基本的考え方の中で、教育活動を通じた啓発を挙げ、「過労死等の防止のためには、若い頃からの労働条件をはじめ、労働関係法令に関する理解を深めることも重要である。このため、民間団体とも連携しつつ、学校教育を通じて啓発を行っていくことが必要である。」と規定されております。

このため、平成 28 年度から、中学校、高等学校等の生徒等に対して、過労死等の労働問題や労働条件の改善等について理解が深まるよう、労働問題に精通した弁護士等の有識者及び過労死の遺族を講師として学校に派遣する「過労死等防止対策等労働条件に関する啓発事業（中学、高等学校等への講師派遣支援事業）」（以下「講師派遣事業」という。）を、国の委託事業として実施しており、平成 29 年度以降も講師派遣事業を実施することとしております。

講師の派遣については、講師派遣事業の一環として行うものであり、講師の旅費、謝金等の経費は当省で負担いたします。

貴職におかれては、このことについて、別紙を御活用するなどにより、各教育委員会等に周知いただくことについて、御理解と御協力をお願いします。

また、中学校や高等学校等から講師派遣事業へのお問い合わせがある場合には、下記の専用のホームページに記載している連絡先まで御連絡くださるようお願いいたします。

記

過労死等防止対策等労働条件に関する啓発事業（中学、高等学校等への講師派遣支援事業）の専用ホームページ

(1) URLを直接入力する場合

<URL> <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000151995.html>

(2) 厚生労働省ホームページ (<http://www.mhlw.go.jp/>) から探す場合

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 雇用・労働 > 労働基準 > 過労死等防止対策 > 過労死等防止対策等労働条件に関する啓発事業についてはこちら

(照会先)

厚生労働省労働基準局総務課

過労死等防止対策推進室 担当 大川戸・米谷

電話 03-5253-1111 (内線 5583、5526)

※ 本リーフレットは、平成 28 年度委託事業において、使用しているものです。
最新の情報は以下の専用ホームページをご参照ください。

<URL> <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000151995.html>

無料講師派遣授業のご案内

厚生労働省 委託事業

過労死等防止対策等労働条件に関する啓発事業（学校への講師派遣支援事業）

労働問題・労働条件に関する啓発授業

➤ 事業の目的・概要

本事業は、生徒・学生に対して、労働問題や労働条件の改善等について理解を深めてもらえるよう、啓発授業を行うものです。

昨今、「過労死」をはじめとした労働条件などに関する問題が大きく取り上げられ、社会問題となっています。過労死等防止対策推進法（平成 26 年法律第 100 号）に基づき作成した「過労死等の防止のための対策に関する大綱」（平成 27 年 7 月 24 日閣議決定）においては、「過労死等の防止のためには、若い頃から労働条件をはじめ、労働関係法令に関する理解を深めることも重要」とされています。

このことから、生徒・学生に対して、労働問題や労働条件の改善等について理解を深めてもらえるよう、**労働問題に関する有識者及び過労死のご遺族を講師として**学校に派遣し、啓発授業を実施する本事業を行うこととしたところです。

仕事による過労から命を落としたり健康を損なうことは、ご本人はもとより、そのご家族やご友人にとって計り知れない苦痛であるとともに、社会にとっても大きな損失であり、こうした事態を何としても防いでいかなければなりません。これから社会に出て行く生徒・学生がこの問題について理解を深め、自分を守るための知識をつけられるよう、本授業を是非ご利用ください。

➤ 講師派遣授業の詳細

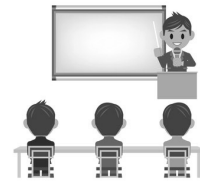
派遣対象： 中学校、高等学校、専修学校 および 大学、短期大学

実施日： 平成 28 年（2016 年）9 月～平成 29 年（2017 年）3 月中旬の
うち、貴校のご都合の良い日

*講師との調整状況によりご希望に添えない場合があります。

使用場面例：

- ・就職活動中／内定後の学生・生徒への、校内で実施する就職関連情報提供のためとして
- ・就職活動中／内定後の学生・生徒への、校内で実施する就職関連イベントの 1 コマとして
- ・ゼミや研究室の行事のひとつとして
- ・法律や社会科等の授業の 1 コマとして
- ・キャリア教育のカリキュラムの 1 コマとして など



実施時間： 貴校のご要望に応じて決定します

実施場所： 貴校内、または貴校が指定した会場

*貴校にて会場の確保をお願いいたします。学校外施設での開催も可能です。

対象人数： 不問 *学年、クラス数は問いません。1 クラスから全校生まで対応可能です。

授業内容： 貴校のご要望に応じて決定します。講演テーマ例は以下の通りです。

- ・ブラックバイトやブラック企業から自分を守る（労働条件に関する法規制について）
- ・労働問題の実態
- ・過労死やその防止対策の流れ
- ・過労死遺族からのメッセージ 等

派遣費用： 無料 *講師料、講師交通費等、一切費用はかかりません。

申込方法： 「講師派遣依頼書」に必要事項をご記入の上、電子メール、FAX、郵送のいずれかにて事務局（委託業者）までお送りください。その後事務局よりご連絡し、実施日、授業内容等を確認・調整させていただきます。また、授業実施後、実績報告書（簡単なアンケート）へのご記入をお願いいたします。

過労死等防止対策・労働条件に関する啓発授業 2016年度実施例

生徒・学生が労働問題について理解を深め、自分を守るための知識を！

昨年(平成28年)12月、全国過労死を考える家族の会代表、寺西笑子さん(写真右)に、『命より大切な仕事はありません』というタイトルで、過労死で亡くされたご家族の働き方やその教訓、遺族としてのこれまでの活動について、高等学校でご講演いただきました。

寺西さんは、集まった生徒に、「過労死は他人事ではなく、劣悪な職場に追い込まれると誰にでも起こる。命より大切な仕事はない」というメッセージを語りかけ、生徒はとても熱心に聞いていました。



生徒からは、毎晩帰りが遅い家族に関する事など、授業終了後に多数質問があり、過労死をはじめとする労働問題に関する関心の高さが窺えました。

その後、古川拓弁護士(過労死弁護団全国連絡会議所属)が過労死の実態、救済方法について解説し、まずは過労死や過重労働についての正しい知識を得て、自分自身の健康を守る意識を持ってほしいとお話されました。

労働問題有識者(弁護士等)による 労働条件等に関する講義例



授業では、過労死の現状や判例をはじめ、労働条件や労災補償等について、有識者が説明しています。以下は、川人博弁護士(過労死弁護団全国連絡会議幹事長:写真上)による講演事例です。

第一部 (過労死の実態)

- ・ 過労死の歴史と現状
- ・ 判例

第二部 (過労死防止策)

- ・ 労働条件について(労働時間の原則、休憩時間等)
- ・ 休日の原則、有給休暇、退職の自由について等)
- ・ 労災補償 Q&A
- ・ 労働組合に関して

授業内容(タイムスケジュール)例

実施例 ① (50分 version)	
5分	冒頭説明(自己紹介、事業趣旨説明)
20分	遺族の講話(過労死遺族としての体験、社会に出る前に、労働に関する知識を身に付ける大切さ)
20分	弁護士による解説(長時間労働の危険性と法規制)
5分	質疑応答
実施例 ② (120分 version)	
5分	冒頭説明(自己紹介、事業趣旨説明)
45分	遺族の講話(ご自身の体験、遺族の思い、労災認定までの取り組み、過労死防止への活動等)
10分	休憩
50分	弁護士による労働条件等についての講義
10分	質疑応答

* 授業時間・内容は、学校の都合にあわせて調整が可能です。

学生・生徒からの講演に関する感想

- ・ 家族を過労自殺で亡くされた方がこのような活動をしていることを初めて知った。
- ・ この取組を行うことは勇気がいることだと感じる。
- ・ 社員が体調不良を訴えているのに、過酷な労働を強いる実態に腹が立った。
- ・ 過労死等防止対策推進法が制定されたことは、現在働いている世代と今後働く世代にとってありがたいと感じる。
- ・ 家族が亡くなってから1人で子どもを育てるのも大変なのに、家族のためにずっと会社と闘ってすごいと思った。
- ・ 被害者の方の生の言葉が想像以上に心に響いた。
- ・ 過労死で亡くなった人がこんなにも多く、こんなにも深刻なものだとは知りませんでした。
- ・ 実際の事例を詳しく知れて、過労死防止のために、働く時、どのような点を注意すべきかよくわかった。
- ・ 報道等ではよくわからない所もあり、労働法について学生のうちから知ること、労働者間で情報を交換することが重要だと思った。